

令和8年第2回たつの市教育委員会定例会議事日程

と き 令和8年2月19日(木)

午後1時30分

ところ 市役所新館3階 301、302会議室

1 開会宣言

2 会議録署名委員の指名

3 教育長諸報告

- (1) 小・中学校、保育所・こども園の入学式、入園式の日程について
- (2) たつの市教育委員会業務量管理・健康確保措置実施計画について
- (3) 新宮地域小中一貫校について
- (4) 不登校・いじめについて

4 議事

議案第1号 たつの市教育委員会表彰について

議案第2号 たつの市教育委員会公印規則の一部を改正する規則制定について

議案第3号 令和7年度たつの市一般会計補正予算(第9号)の意見の申出について

議案第4号 令和8年度たつの市教育委員会当初予算の意見の申出について

5 自由討議

6 次回教育委員会開催予定日 令和8年3月24日(火) 午後1時30分～

〃 開催場所 (新館3階 301、302会議室)

次々回教育委員会開催予定日 令和8年4月 日() 午後 時 分～

〃 開催場所 ()

7 閉会宣言

令和8年第2回たつの市教育委員会定例会会議録

と き 令和8年2月19日（木）

午後1時30分

ところ 市役所新館3階301、302会議室

教育長

ただ今から、令和8年第2回たつの市教育委員会定例会を開会します。

それでは、会議録署名委員の指名を行います。

< 会議録署名委員の指名 >

次に、会議の公開又は非公開の決定を行いたいと思います。

教育長諸報告のうち、(4)不登校・いじめについては、たつの市教育委員会会議規則第9条第1項第7号の規定により、また、議事の議案第1号「たつの市教育委員会表彰について」は、同規則第9条第1項第3号の規定により、議案第3号「令和7年度たつの市一般会計補正予算（第9号）の意見の申出について」及び議案第4号「令和8年度たつの市教育委員会当初予算の意見の申出について」は、同規則第9条第1項第4号の規定により、非公開にすることが適切であると思われます。賛成の方は挙手願います。

< 挙 手 >

賛成が出席委員の3分の2以上の多数と認め、非公開と決定します。

先に公開案件を審議した後、非公開案件の審議を行います。

それでは、教育長諸報告に入ります。(1)小・中学校、保育所・こども園の入学式、入園式の日程について、事務局報告願います。

事務局

令和8年度小・中学校の入学式の日時及び出席者についてですが、中学校は4月9日木曜日の午後、小学校は4月9日木曜日の午前に実施します。それぞれ割り当ての学校に出席をお願いするとともに、教育委員会告辞の読み上げをお願いします。当日読み上げていただく文面については、3月の定例会の際にお渡しします。告辞の原本は各学校に届けておきますので、よろしく願いいたします。以上です。

教育長

続いて、保育所・こども園についてお願いします。

事務局

令和8年度保育所・こども園入園式の日程及び出席者についてですが、4月6日月曜日の10時開式となっています。教育委員会からの出席者は、教育委員の皆様と教育長、教育管理部の部課長になります。当日は、開式の30分前に参集いただきますようお願いいたします。当日読み上げていただく文面については、3月の定例会の際にお渡しします。告辞の原本については、当日それぞれの園からお渡しします。以

上です。

教育長

それでは、小学校は4月9日の午前、中学校は同日の午後、こども園・保育所は4月6日の午前となりますが、30分前にはそれぞれの学校園に行っていただくようお願いします。

続いて、(2) たつの市教育委員会業務量管理・健康確保措置実施計画について、事務局報告願います。

事務局

それでは、たつの市教育委員会業務量管理・健康確保措置実施計画について説明します。この計画の趣旨についてですが、教職員が心身共に健康で能力を発揮できる環境を整備し、質の高い教育の実現や、複雑化・困難化する教育課題に対応していくため、業務の削減や業務の効率化、健康の保持増進を図り、働きがいのある学校づくりを推進することが求められています。このような趣旨を踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法が昨年6月に一部改正され、同時に付帯決議がなされました。その中で、この業務量管理・健康確保措置実施計画の策定や公表のほか、実施状況を教育委員会定例会や総合教育会議で報告するということが義務付けられましたので、本計画の策定について報告するものです。

教育長

給特法の改正については、ここ数年話題となりました。教職員については、時間外勤務手当がつかない代わりに、これまでは給与の4%に相当する教職調整額が支給されており、これが10%になるまで毎年1%ずつ引き上げられることが決まっています。議論の中で、この教職調整額をやめて時間外勤務手当に切り替えてはどうかという議論もあったようですが、例えば生徒指導の案件で、夜中までずっと指導に関わったような場合など、時間外についての明確な区別が難しいこともあり、結局のところ教職調整額はそのまま残すこととし、パーセンテージを少しずつ上げていくことになりました。難しいところは、教職調整額は一律で支給されていますので、時間外に何時間働いても額は変わりませんし、一方で時間外勤務をしない人も同額であるところです。そのような課題もあります。とにかく時間外勤務を減らす必要があり、これは管理監督権のある市町教育委員会の業務ということになります。市町の教育委員会は、時間外勤務を減らす計画を立てた上で、その状況について毎年教育委員会定例会や総合教育会議で報告、公表するということが法律で決められました。令和8年度からとなりますが、どのように時間外勤務を減らしていくかということが計画の趣旨で、これに基づき毎年点検し、学校を指導していくこととなります。

事務局

たつの市の現状についてですが、兵庫県では、教職員の勤務時間の適正化を目指し、これまで「教職員の勤務時間適正プラン」をはじめとした計画の策定や実効性が上がる先進事例集を発信するなど、各学校・地域の実情に応じた取組を進めてきたところです。これらの取組等を受けて、たつの市でも全県共通目標の達成に向け、各学校に応じた取組を進めているところです。これらの取組の結果、令和6年度に

おける教職員の時間外在校等時間の状況については、次の表のとおりとなっています。1月のうち、80時間を超えた人数は25名、45時間を超えた人数は203人となっています。また、1人当たりの超過勤務時間については、月平均で概ね30時間以内に収まっているものの、月平均30時間を超える教職員も相当数いる状況です。下表に記載のとおり、1人当たりの月平均は24時間44分となっていますが、月平均30時間を超えた人数が159人、月平均60時間を超えた人数は16人という実情です。これらのことを踏まえて、計画期間は令和8年度から令和11年度までの4年間とします。次に、目標ですが、大きく2つあります。まず、時間外在校等時間に関する目標です。

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間以下の教職員の割合：100%
- ・1箇月時間外在校等時間が45時間以下の教職員の割合：100%
- ・1年間における教職員の1箇月時間外在校等時間の平均時間：
30時間以内

- ・1年間時間外在校等時間：360時間以下

次に、ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標で、
・年次有給休暇を計画的に年間10日以上取得する教職員：100%
としています。

教育長

目標についてですが、45時間以下の割合を100%にすれば、80時間以下の割合も必然的に100%になりますので、2段階にする必要があるのかという議論がありました。そこで、まずは80時間を超える25人を80時間以内にするのが第1段階、次に相当数いる45時間以上の人を減らすのが第2段階というように、県と同じように2段階としたものです。次に、1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間以内とすることについてですが、先ほど説明があったように、たつの市では24時間44分で既に達成しているところですが、ただ、例え1箇月でも80時間を超える人がいるような状況を踏まえ、30時間という一つの目安をこれからも目標にしましょうということで設定したものです。

委員

そもそも、この人数や時間外勤務の時間は自己申告によるものなのでしょうか。それとも、管理職が何らかの方法で把握したものなのでしょうか。

事務局

出勤時間や退勤時間をパソコンで管理している場合もあれば、時間を手入力しているところもあります。

教育長

業務用パソコンを立ち上げると自動的に記録され、シャットダウンすると記録が終了するものですね。しかしながら、シャットダウンしてから部活に行くと在校時間には入りません。そうすると、部活に行く時も、部活が終わってからパソコンを閉めるという指導をする必要がでてきます。

委員

その指導をすると、時間外在校等時間が増える方ももっと多くなる

かも知れませんね。

事務局 パソコンで管理はできるものの、実際は自分でエクセルに出勤時間、退勤時間を入力し、記録しているようです。

委員 80時間超の方が25人いるとのことですが、それが0になったとして、その後誰かが80時間超となった場合に注意などがあるのでしょうか。

事務局 特別なペナルティなどはありませんが、管理職を通じて校務分掌の偏りがないか、生徒指導の状況の様子などを確認しながら、適切に仕事ができるよう指導・支援していくこととなります。

教育長 産業医の指導はどのようになっていたでしょうか。

事務局 100時間を超えた場合に指導を受けることになっています。

教育長 1箇月100時間を超えると、産業医の指導を受けるシステムはありますが、基本的には学校長が次の月から仕事を割り振りしたり、校務の見直しなどを進めていくこととなります。大きな傾向としては時間外勤務の数字は減少傾向にありますので、今後もこの傾向が続くよう必要な指導をしていきます。

事務局 次に、実施する業務量管理・健康確保措置についてです。1点目の業務量の削減・業務の効率化についてですが、これは県が策定したガイドラインに沿って取り組んでいきます。教職員の意識改革について、ワーク・ライフ・バランスの推進と定時退勤日、ノー会議デー、ノー部活デーなどに取り組みます。また、業務と整理のマネジメント、ICT活用による業務の効率化、チーム学校としての業務改善、制度・仕組みの見直し、執務環境の整備などにも積極的に取り組んでいくこととします。また、学校と教師の業務の3分類に基づく取組として、学校以外が担うべき業務、教師以外が積極的に参加すべき業務、教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務などについても積極的に促進することとします。今後のフォローアップについてですが、定例会や総合教育会議において、目標の達成状況などを報告するほか、共同メッセージを活用しての保護者・地域への理解促進のほか、管理職マネジメント等に関する研修の充実を図っていくこととしています。以上です。

委員 資料に記載されているハラスメントの防止や相談窓口の件でお尋ねします。ここにある、ハラスメント防止指針の周知・徹底とあるのは、教育委員会が先生に対してこの指針があることを周知し、先生同士でのハラスメントを防ぐという意味でしょうか。

事務局 はい、おっしゃるとおりです。

委員	以前、P T A会長を務めていた際、ハラスメントの相談窓口に少し関わったことがありました。しかしながら、専門的な窓口という感じではなかったのが、どのような取組をしているのか教えていただきたいのですが。
事務局	教育委員会としては、県の各種相談窓口やホットラインがあることを周知しているところです。
教育長	県の教育委員会が教職員の様々な問題に係るホットラインを設けています。また、県のホットラインとは別に、市の教育委員会でも相談を受けています。仮に県のホットラインに相談があれば、市の教育委員会に連絡があり、実際は市の教育委員会が実務対応に当たることになります。
委員	わかりました、ありがとうございます。
教育長	それでは最後になりますが、この計画で定めた事項については、今後、定例会や総合教育会議で令和7年度の状況について報告させていただくこととします。 次に（3）新宮地域小中一貫校について、事務局報告願います。
事務局	お手元に配布した写真の資料をご覧ください。今日現在の各施設等の状況となっています。①東門と仮設校舎から体育館への通路です。これは1月末で完成しています。②現場事務所です。体育館の北側に設置しています。③校舎から体育館への渡り廊下の状況です。2月上旬に解体が終了しています。④北門及び⑤旧給食センターについては、新宮総合支所からの撮影です。⑥新宮スポーツセンターの遠景です。内装の解体工事を優先的に実施しています。⑦新宮スポーツセンター入口付近の状況です。⑧新宮スポーツセンターの足場の状況です。⑨新宮こども園から旧校舎方面撮影したものです。木々の多くについて、伐採がほぼ完了しています。また、中庭の撤去にも着手しています。⑩、⑪、⑫については、運動場周囲の仮囲いの様子となっています。スポーツセンターについては、今のところ内部の解体を進めているところであり、改修完了は7月又は8月頃を目途としています。以上です。
教育長	写真での説明があったとおり、今のところは順調に進んでいます。秦委員のところには、地域の方から何か話はありましたでしょうか。
委員	小学校の周囲がしっかり囲まれたこともあり、やはり皆さん工事がどのように進んでいくのか興味を持っておられるようです。今日の話聞いて、順調に進んでいることを伝えておきます。ところで、こちらで一度見せていただいた大きな一貫校の模型は、今はどこにあるのでしょうか。
教育長	新宮総合支所に展示していますので、またご覧いただけたらと思い

ます。

委員

わかりました、ありがとうございます。また、おそらく体育の時間だと思いますが、児童が仮設校舎とグラウンドを行き来する状況を何回か見かけました。きっちりと誘導していただいております。

教育長

以上のことにつきまして、何かご質問、ご意見等はございませんか。ご発言ないようですので、これで教育長諸報告を終わります。次に、議事に入ります。議案第2号「たつの市教育委員会公印規則の一部を改正する規則制定について」、事務局説明願います。

事務局

議案第2号たつの市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり定めるものです。まず、趣旨について説明します。文書の管理については、昨年10月から文書管理システムの運用を開始しており、3月までを並行稼働期間として運用しています。4月からの本格稼働に伴い、公印の取扱等を定める本規則について所要の改正を行うもので、公印審査について、文書管理システム上で使用申請及び承認を受けることができるようにするものです。なお、紙文書による現行の審査方法についての規定も、「ただし書き」で残すこととしています。

教育長

改正案について、もう少し説明してください。

事務局

現行、職員が教育長印又は教育委員会印を押印する際には、決裁を受けた文書を教育総務課へ持参し、教育総務課職員が決裁済みであることを審査して押印することになっています。これを、文書管理システムの導入により、このシステム上で教育総務課職員が審査することとするという内容の改正になります。しかしながら、この文書管理システムでの取扱が難しい事例もありますので、「ただし書き」により、従前からの審査方法も残すというものです。

教育長

以上、教育長印や教育委員会印などの公印の取扱における規則改正についての説明でした。公印保管者は教育総務課職員ということになっています。

以上のことにつきまして、何かご質問、ご意見等はございませんか。ご発言がないようですので、採決に入ります。議案第2号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

< 異議なしの声 >

ご異議なしと認めます。よって議案第2号は、原案のとおり承認いたしました。

以上で公開案件の審議は終わり、ここからは非公開案件の審議に移ります。

< 非公開案件の審議 >

教育長

続きまして、自由討議に入ります。何か検討事項をお持ちの方はいらっしゃいませんか。
ないようですので、これで自由討議を終わります。

それでは、次回以降の教育委員会定例会の開催予定日について、事務局説明願います。

事務局

< 次回、次々回の開催日程の調整 >

なお、3月の定例会前、午後1時から教育委員会表彰式を開催します。時間前に参集いただきますようお願いいたします。

教育長

以上で、第2回教育委員会定例会の日程は、全て終了しました。これもちまして閉会します。

午後3時07分終了

出席者

教育長	横山 一郎
委員	喜多 敦子
委員	秦 智康
委員	瀬戸 陽三
委員	大西 由香里
教育次長（兼）教育管理部長	石井 和也
教育次長（兼）教育事業部長	森本 康路
教育部参事（兼）教育環境整備課長	藪元 崇亘
教育部参事（兼）小中一貫教育推進課長	田淵 明久
教育部参事（兼）すこやか給食課長	平岡 千加子
教育事業部参事（兼）社会教育課長	小谷 英樹
教育事業部参事（兼）歴史文化財課長	新宮 義哲
教育総務課長	岩田 昌喜
学校教育課長	丸山 岳志
幼児教育課長	上田 収
人権教育推進課長	津島 威彦
スポーツ推進課長	後藤 広樹
社会教育課主幹	中野 真吾